

## 第6回 「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」

### 議事概要

【日 時】 平成25年8月26日（月）15：00～17：00

【場 所】 中央合同庁舎4号館1214特別会議室

【出席者】 奥脇座長、秋山委員、磯部委員、木場委員、久保委員、渡邊委員

#### ○概要

奥脇座長、磯部委員、渡邊委員からそれぞれ資料に沿って説明があり、質疑応答及び自由討議が行われた。

#### ○委員からの発表に関する質疑応答等（「・」は委員からの意見等、「→」は委員からの回答等）

##### <奥脇座長からの発表について>

・有事の際の利用は非常に重要だと考えるが、これを政府のどの部署でやるかが難しい（事務局）。

→かなりの部分は既に検討されており、何処の部署がやっているかを含めて機密の部分に含まれると思うが、提言に書いておくことが重要と考える。

・p2の2段落目に「それら検討が詳細になされていること自体が、実効支配の維持につながり」とあるが、様々な情報を整理しておくこと自体が法解釈的に実効支配になるということか。

→そう考えている。主権的行為が及ぼされていることが重要であり、通常時においては、必ずしも物理的な支配をしていなくても良い。つまり、住民が住んでないと駄目とか徴税をしていないから駄目ということにはならない。名称の付与や調査、巡視の結果報告も支配の実効性を確保する1つの要素となる。

・有事の際の計画を策定しておくことは実効支配の話というよりは、離島の防衛、自衛の話ではないか。実効支配の証と言うとむしろ誤解される怖れがあるので、実効支配とは切り離して議論した方が良い。

→初期の段階で有効な対応を取るというのは必ずしも排除行動を取ることを考えている訳ではない。有効な措置が何であるかは状況によって違う。外交チャネルを通じて抗議することもそうした措置の一部となる。ただここで言っているのは更にその前段である。実効支配とは、日本の領有意思と支配の実質を国際社会に対して示し続けることを通じて、その事実の国際社会による承認を維持するという意味で言っており、最終段階だけではなく、積み重ねが重要である。

##### <磯部委員からの発表について>

・公物管理は可能ということか。

→実効性や実行可能性を別途考える必要があるが、可能である。

・昨年、国会に提出された無人国境離島管理推進法案は公物管理方式に近いのではないかと  
思う。国境離島という観点からみると、沖縄本島や対馬のような有人島は人がいて管理が

行き届いているから良いが、無人離島は国有化する必要があるという説明が難しい。現在、領海の外縁を根拠付ける離島の土地所有調査を行っているところ（事務局）。

→実態が議論の前提になると思うが、3種類のどれかを選ばなければならないというのではなく、3種類の考え方が入っているということもあり得る。

・低潮線保全法は行為規制方式であり、シンプルなものであるが、無人国境離島管理推進法案は色々な要素がある（事務局）。

→国民に受け入れられるようにする必要がある。要件規定は限定し過ぎても包括的過ぎても問題であり、どう設定するか難しい。

・中国の海島保護法の場合は、無人島は国有化であるが、有人島はそうではない。しかし、海岸の保全に関しては、有人・無人に関わらず、行為規制をしており、組み合わせている。日本では、無人島を全て国有化するというのは難しいと思うが。

→有人・無人の基準は、1人でも住んだら有人になるのか。無人国境離島管理推進法案には「無人国境離島に住所を移転・・・」と除外規定があるがこれは大事である。

<渡邊委員からの発表について>

・この調査はまだ調査中ということか。いつまとまるのか。

→調査中である。回収率がまだ十分ではないこともあり、とりまとめ時期は未定。

・（ご紹介のあった）外国船の集団避泊とは具体的にはどういうことか。

→例えば、五島、隠岐等において、数多くの外国漁船が一斉に港に避難してることがある。

・奥脇座長の発表の中に避難港の設置とあったが、我々の議論の背景は、領域主権の基礎となる離島を管理することであり、それを考えると避難港を整備するのはむしろ問題があるのでは。

→海洋汚染に対して十分に堪航性が確保できてない船が航行してくると周辺海域に汚染が発生する可能性もある。そういった場合にどうやって不許可の意思決定をするか、また、整備が整った場所や汚染が拡散しない場所に誘導するなど、ハード面のみならず、航行支援的なソフト面が重要であり、緊急の場合の一元的な意思決定システムを考えておくべきではないか。また、離島周辺海域の利用を考えると避難港が整備されていることは必要と考える。さらに、避難港の整備自体、また、状況によって無許可の入港を拒否するという主権的行為を行う手続を持っていること自体が実効支配ということに繋がる。

・国境離島の避難港について、管理、手続き、申告、報告等、何らかのシステムを議論することであれば良いと思う。

・日本漁船よりも多くの外国漁船が暫定水域で操業を行い、さらに日本の漁業区域において違法操業が起りかけているにも関わらず、こういった漁船が災害時に避難港に避難してくるということには、地元の方から見ると非常に不満がある。

→それはそうだと思うが、条約上は問題がない。

・漁業問題にどこまで踏み込んで議論すべきか。

→制度というよりは、日本企業の目を離島周辺海域に向けさせるという措置をとるべきではないかというスタンスで、離島の振興に関して検討すべき点を申し上げた。

・南鳥島、沖ノ鳥島では港湾を整備しているが、無人国境離島のような所は整備主体がないので、国の方で主体的に整備・管理して欲しいという要望もある（事務局）。

以上